

(参考) 地域材を利用できる主な施設等

1. 公共建築物

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）				木材の使用条件
	3,000 m ² 以下			3,000 m ² 超 【各建築物 共通】	
	高さ 13m 以下かつ軒高 9 m 以下	高さ 13m 超または軒高 9 m 超			
		2 階建て以下	3 階建て		
学校	3 階建て以下のものは、木造（用途に供する床面積の合計が 2,000 m ² 以上、又は 3 階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（用途に供する床面積の合計が 2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。	3 階建て以下のものは、延焼を防止する防火壁等で有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ 3,000 m ² 以内とする措置や、必要な防火措置を行い木造とする。	次の全ての条件を満たすこと。 ①合法性又は持続可能性が証明された木材 ②地域材（北海道内の森林から産出され、道内で加工されたことが証明された木材） ③ J A S 製品 ただし、道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合
保健福祉施設（保健福祉センター等）	2 階建て以下のものは、木造（2 階部分が 300 m ² 以上のもの	必要な防火措置を行い木造（2 階部分が 300 m ² 以上のものは準	—	※2 階建て以下で、2 階部分が 200 m ² 未満のものに限る。	

	のは準耐火建築物) とする。	耐火建築物) とする。			や特殊な用途に用いる製品を必要とする場合等はこの限りでない。
医療施設 (診療所等)	2 階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。		※2 階建て以下のものに限る。	
運動施設 (体育館等)	3 階建て以下のものは、木造 (用途に供する床面積の合計が 2,000 m ² 以上、又は 3 階を用途に供するものは準耐火建築物) とする。	必要な防火措置を行い木造 (用途に供する床面積の合計が 2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物) とする。	必要な防火措置を行い木造 (準耐火建築物) とする。		
社会教育施設	3 階建て以下のものは、木造 (用途に供する床面積の合計が 2,000 m ² 以上、又は 3 階建てのものは準耐火建築物) とする。	必要な防火措置を行い木造 (用途に供する床面積の合計が 2,000 m ² 以上のものは準耐火建築物) とする。	必要な防火措置を行い木造 (準耐火建築物) とする。		
集会場	2 階建て以下で客席が 200 m ² 未	客席が 200 m ² 未満のものは、必要な防火措置を	—	※2 階建て以下で客席が 200 m ²	

	満のものは、木造とする。	行い木造とする。		未満のものに限る。	
町営住宅 職員住宅	3階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のもの、又は3階を用途に供するものは準耐火建築物）とする。			
庁舎・研修所・駐在所	3階建て以下のものは、木造とする。	必要な防火措置を行い木造とする。	必要な防火措置を行い木造（準耐火建築物）とする。		
宿泊施設 （研修宿泊所等）	2階建て以下のものは、木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	必要な防火措置を行い木造（2階部分が300㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	—	※2階建て以下のものに限る。	

倉庫	3階建て以下で3階部分の床面積の合計が200㎡未満のものは、木造（1,500㎡以上のものは準耐火建築物）とする。	※3階部分は 200㎡未満のものに限る。	
----	--	-------------------------	--

- (1) 第6の1（再掲） 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。
- (2) 建築基準法に基づく所定の防火措置を講じるものとする。
- (3) 建築物の規模のうち3,000㎡超の取扱いは各建築物共通とし、建築物の用途によって取扱いが異なる部分は斜体の文字で示すとおりとする。

2. 木製家具

木製家具導入を推進する施設	主な対象施設	導入を推進する主な木製家具		導入の基準
学校	小学校、中学校、特別支援学校 等	机	事務用、教室用、 O A用、会議室用、応接用 等	各施設の新・増改築及び各種家具更新時に、次の全ての仕様を満たす木製品を導入する。 ①地域材の使用が明記された製品であること。 ②接着剤・塗料・木質部分以外の材料等は、環境に十分配慮されていること。 ③その他、グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。 なお、導入を推進する木製家具のうち「机・椅子」については、「3. 木製机・椅子」のとおりとする。
保健福祉施設	障害者支援施設 等		事務用、教室用、 会議室用、応接用 等	
医療施設	診療所 等	椅子	事務用、教室用、 会議室用、応接用 等	
運動施設	体育館、水泳場 等	収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚 等	
社会教育施設				
集会場	集会場 等	その他	ローパーティション、案内板、掲示板、傘立て、コートハンガー 等	
町営住宅 職員住宅	町営住宅、職員住宅、公営住宅、教員住宅 等			
庁舎・研修所・駐在所	庁舎、交番、駐在所、研修所 等			
宿泊施設	研修所 等			
その他	倉庫 等			

3. 木製机・椅子

対象施設				仕 様
各課等が所管する下記施設を対象とし、新・増改築、破損等による交換などの机・椅子更新時に木製机・椅子を導入する。				各施設に導入する机・椅子について、共通の仕様を設定する。
所管課等	教室用	事務室用	その他 (会議室、応接・待合室、 O A 室等)	＜共通仕様＞ 机天板や椅子背・座面等に地域材が使用された製品を、今後、各施設に導入を推進する机・椅子の共通の仕様とする。 また、製品の選定に当たっては、以下の①～⑤の全ての条件が満たされているものとする。 ＜選定条件＞ ①机天板等の木質部分の見た目や肌触りなどから、木の良さが感じられるものであること。 ②部材に集成材・合板・積層板が用いられている場合は、ホルムアルデヒド放散量の水準が「日本農林規格（J A S）」で定められている『F☆☆☆☆』のものであること。 ③木質部分が衣類等に引っかからないように表面加工されていること。 ④サイズは導入施設に合わせること。 ⑤グリーン購入法特定調達物品の判断基準に適合していること。
町長部局 各課	各課所管の 教育施設等 を対象とする。	全ての施設 を対象とする。	すべての施設 を対象とする。	
教育委員会	小学校、中学校など			
警察署	—			
その他	—			

推進方針

導入を進めるための具体的な方法として、各施設の導入箇所に応じた導入方法等を次のとおりとする。

導入箇所	導入方法	摘要
教室	◆新築時においては、積極的に木製机・椅子の導入を検討する。 ◆机・椅子を老朽化等により更新する場合又は破損等により交換する場合は、積極的に木製品の導入を検討する。	①天板は、「リーズナブル」又は「交換が可能」であること。 ②持ち運びが容易な工夫又は軽量化（机・椅子セットで概ね 15 kg 以内）された製品であること。 ③部品交換やメンテナンスが容易に行えること。 ④サイズには「日本産業規格『学校用家具－教室用机・椅子』（JISS1021）」を参考にすること。
事務室	◆管理職、受付など、来庁者の目につきやすい箇所は、積極的に木製机・椅子を導入する。 ◆その他の机・椅子については、必要に応じて木製品の導入を検討する。	①諸条件により、スチール製の机を導入する場合は、天板にかぶせる「木製補助天板」を用いること。脇机も同様とする。 ②椅子については、価格・耐久性等の面を考慮し、必要に応じて木製品とすること。 ③机の付属品として、机上名札や課名表示板なども積極的に木製品とすること。
その他 （会議室、応接・待合室、 O A 室等）	◆会議室・応接室等は、不特定多数の方が利用する機会が多い場所であることから可能な限り各部位に木材が使用された製品を導入すること。	※机・椅子以外の備品等も、積極的に木製品を取り入れ、P R 効果を高める。